

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、 生活資金でお悩みの皆様へ

生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）のご案内 大崎市社協版

◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆

R2.6.5改訂

貸付内容

- 貸付対象 大崎市に住所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※生活保護受給世帯及び債務整理中（弁護士へ依頼中）の方は対象外となります
- 貸付金額 原則として、一世帯につき10万円。
ただし、以下の場合、一世帯につき20万円までの貸付も可能。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき
 - エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大予防策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子
 - オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - カ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間経過後2年以内
- 貸付利子 無利子 ＊償還期限後は残元金に対して延滞利子（3.0%）がつきます。
※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

申込みに必要なもの

- (1) 借入申込書（金額・署名・氏名の記入、押印をしたもの）
 - (2) 借用書（金額・住所・氏名・生年月日・貸付金の償還の記入、押印をしたもの）
 - (3) 重要事項説明（記入日・住所・氏名の記入、押印をしたもの）
 - (4) 収入の減少状況に関する申立書(申立書太枠内と記入日・住所・氏名の記入、押印をしたもの)
・確認資料としてできる限り減収等がわかる資料や必要な書類等（給与明細・預金通帳等）
※詳細は別紙（例）の通り
 - (5) 住民票（原本 世帯全員分・本籍地・続柄記載のもの マイナンバーの記載がないもの）
※市役所等への交付申請時の注意事項は別紙参照
 - (6) 申込者の金融機関預金通帳の写し（金融機関名・支店名・口座名義・口座番号が分かるもの）
 - (7) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、住民票 等）
 - (8) 口座振替依頼書（償還用）（窓口でお申込の方は銀行登録印を御持参ください）
- ※上記(1)から(4)をコピーした控え

貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関口座に送金します。

受付窓口・受付時間

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での申し込みを推奨しています。

※受付には事前の予約が必要となりますので、お住いの地域の社会福祉協議会（下記連絡先参照）にご連絡いただき、予約をした上で来所または郵送頂きますようお願い致します。

- 貸付申込窓口 大崎市社会福祉協議会各支所（住所・連絡先など詳細は下記を参照）
※お住いの地域の本会各支所が貸付申込窓口となります。
- 予約受付日時 月曜日～金曜日（土日祝日除く） 午前9時～午後4時まで
※上記時間内での受付が難しい方は事前にご相談ください。

生活福祉資金（緊急小口資金） 大崎市社会福祉協議会 各地域貸付申込窓口一覧

お住いの地域	支所名	住所	TEL
古川地域	古川支所	大崎市古川三日町二丁目5-1 (大崎市古川保健福祉プラザ2階)	0229-23-7400
松山地域	松山支所	大崎市松山千石字広田11 (大崎市松山保健福祉センターさんさん館内)	0229-55-4546
三本木地域	三本木支所	大崎市三本木字大豆坂24-3 (大崎市三本木保健福祉センター内)	0229-52-2929
鹿島台地域	鹿島台支所	大崎市鹿島台字平渡字上敷19-7 (特別養護老人ホーム敬風園内)	0229-56-9420
岩出山地域	岩出山支所	大崎市岩出山字下川原町100-8 (大崎市岩出山地域福祉センター内)	0229-72-5050
鳴子温泉地域	鳴子支所	大崎市鳴子温泉字末沢1 (大崎市鳴子保健医療福祉総合センター内)	0229-83-2870
田尻地域	田尻支所	大崎市田尻沼部字富岡浦29 (田尻福祉センター「虹の郷」)	0229-39-1236

※上記お住いの地域の本会各支所が貸付申込窓口となります。

法人本部(お問い合わせのみとなります)

大崎市社会福祉協議会 本所

大崎市古川三日町二丁目5-1(大崎市古川保健福祉プラザ3階)

TEL 0229-21-0550

実施主体:社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

住所 〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目7番4号 社会福祉会館内

TEL 022-225-8478

減収等がわかる資料や必要な書類等(例)

[一般就労者(内定・失業含む。)の方]

内定取消をされた方

・入社予定だった会社からの通知

※スマートフォンも可

等

出勤停止を指示された方

・会社からの通知書

※会社からの通知がない場合は、会社より減収になったことがわかる内容のもの
等

失業された方

・ハローワークから現在求職活動をしていることが証明できるもの

等

給与を現金支給されている方

・会社からの通知

※会社からの通知がない場合は、会社より減収になったことがわかる内容のもの
等

個人事業主の方

・確定申告

・営業届出済証明書

・開業届

等

個人事業主の減収がわかる書類(例)

・帳簿(連続した月で減収がわかるもの 見込みではなく確定したもの)

等